

社会福祉法人星の会役員等の報酬及び費用弁済等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人星の会（以下「法人」という。）の理事・監事・評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁済等に関し、必要な事項を定める。

2 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(範囲)

第2条 この規程の適用を受けるものは、役員等とする。

(役員等の報酬額及び支給方法)

第3条 役員等が理事会・評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

区 分	報 酬 額	費 用 弁 償 費
理 事 監 事 評議員	5,340円	実費額。 ただし、自家用車の場合は1 kmにつき 25円

*この金額から源泉徴収所得税を控除して支給する。

2 法人及び施設の運営のための業務にあたる理事については、役員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

3 常勤の役員等に対する報酬の額は、別表1に、賞与については別表1-2に掲げるところによる。

なお、支給方法は法人職員の例による。

4 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、報酬等は支給しないものとする。

5 法人の職員（管理職を除く。）を兼務する役員等に対しては、役員手当として月額50,000円を支給する。

別表1

名 称	報酬月額	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬	209,000円	有	専決事項に関する職務
常務理事業務報酬	175,000円	有	法人運営管理者

別表1-2

支払月・日	基礎額	乗 率	計算期間
職員賞与に準ずる	報酬月額	職員賞与に準ずる	職員賞与に準ずる

(出張旅費)

第4条 役員等が理事長の命を受け法人の用務により出張したときは、別表2に掲げる費用弁償費を支給する。

2 特別の事情により、前項の規定により難いと理事長が認めたときは、その実費を支給することができる。

別表2

区分	航空賃	車賃	宿泊費
理事 監事 評議員	現に支払った運賃	運賃・指定席券 特急券・タクシー 券使用等	13,000円

(功労金)

第5条 役員等の退任に当たり、その功労に応じて、評議員会での承認を受けて功労金を授与することができる。

(補則)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

2 平成27年10月1日制定の社会福祉法人星の会役員等の報酬及び費用弁済等に関する規程は、この規程の実施をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。